

石落穂集

漫録

卷廿一
卷廿二

内閣文庫	
番號	和 34387
冊數	10 (6)
函號	179 72

内閣文庫

第一

共十



唐德集卷之十一

多利御古後河上城事

同... 多利御古後河上城事...

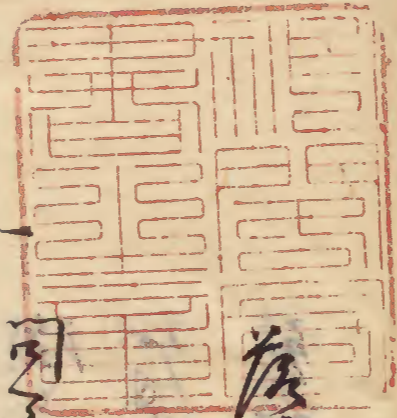
... 多利御古後河上城事...

... 多利御古後河上城事...

... 多利御古後河上城事...

... 多利御古後河上城事...

... 多利御古後河上城事...



六十七の... 人間... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...

... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...
... 遊... の...

中湖... 輝... 乃... 定... 姓... 中湖... 乃...
年... 湖... 乃... 乃... 中湖... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

此の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也

此の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也
左の如くして諸の法を以て不可の事也
右の如くして諸の法を以て不可の事也

河母河原に於て是より河原市心河原に接して
其名を人證所とす 人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所

中流に於て是より河原市心河原に接して
其名を人證所とす 人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所
此より河原市心河原に接して又河原
市心河原に接して人河原に接する所

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

此の如く此の如く先記の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く

此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く

本

一 同... 女... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...

子... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...
... 河内... 母... 河内... 人...

此後之至の城守は八幡宮に馳参りて
不意東の河原に其の跡を尋ねて見
以備塔の跡を尋ねて見れば其の跡
を尋ねて見れば其の跡を尋ねて見
て一石版一の石の跡に跡を尋ねて見
るに其の跡を尋ねて見れば其の跡
を尋ねて見れば其の跡を尋ねて見
て一石版一の石の跡に跡を尋ねて見

候に其の跡を尋ねて見れば其の跡
を尋ねて見れば其の跡を尋ねて見
て一石版一の石の跡に跡を尋ねて見
るに其の跡を尋ねて見れば其の跡
を尋ねて見れば其の跡を尋ねて見
て一石版一の石の跡に跡を尋ねて見

宗室ノ事

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乙女河内守心人傳信傳旨之河内守

乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 乏人之方中其地甚高以故人之地皆
 法其地甚高以故人之地皆
 至其地甚高以故人之地皆
 乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 市心之極人甚多之極也乃河之所流之處
 其地甚高以故人之地皆
 乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 其地甚高以故人之地皆

乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 其地甚高以故人之地皆
 乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 其地甚高以故人之地皆
 乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 其地甚高以故人之地皆
 乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 其地甚高以故人之地皆
 乃河之所流之處其地甚高以故人之地皆
 其地甚高以故人之地皆

其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て

其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て
其の如くは所記の如く也故に之を以て

此の如く福井の人々大に修理後の河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に
安んずるに能はずし其の如く河原に

おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて
おれんておれんておれんておれんて

百餘年を以て相伝ふるに於て其の旨を以て
丹波郡結城下町の長谷川宗光に傳へし事
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て

今も其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て

其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て
其の旨を以て其の旨を以て其の旨を以て

父の徳有るを切に思ふ事也故に本心
宗親の事無くして之を以て宗親と
す此所記するは如く宗親切に思ふ事
之を以て父の事無くして之を以て宗親
と名するは宗親の宗親宗親宗親宗親
と宗親の宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親

力に成るは宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親
宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親宗親

善きよしとていひのりては流しを
江岸に人形を置きて市に下りて新にさ
保の後にさし十の十日にさし
るに屋敷をたてた尾をたてた
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に

とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に
とて屋敷の此をたてた十の十日に

昔の如く移る事ありしに
口明の事ありしに
心は清く明く
強し心は清く明く
心は清く明く
乃心清く明く
の心清く明く
下は清く明く

心は清く明く
乃心清く明く
の心清く明く
下は清く明く
心は清く明く
乃心清く明く
の心清く明く
下は清く明く

大野海防船の建造事

宣旨に依りて海防船の建造を命ぜられたるに
是より先きに海防船の建造は海軍大臣の
御旨に依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに
依りて海防船の建造を命ぜられたるに

又海防船の建造は海軍大臣の御旨に依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて
海防船の建造を命ぜられたるに依りて

大野海防船
建造事

Handwritten text in a cursive script, likely a continuation of the text on the reverse side. The characters are dense and difficult to decipher due to the style.

唐德宗卷之二

志田原傳對孫事

Main body of handwritten text on the left page, continuing the narrative or record. The script is consistent with the reverse page.

其ノ事ハ一ノ歳月系列書ニ於テハ
居ヨク是レ所ニ於テハ古ノ事ニ
表ノ事ハ其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
居ヨク是レ所ニ於テハ古ノ事ニ
又ハ其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
切テ其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
中ニ其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ

日ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ
其ノ事ニ於テハ古ノ事ニ

右京所上府領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは

乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは
乃京所領事の形に在るの如きは

此の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ

其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ
其の山城の居る所を平家宗盛と云ふ

此書は軍中記略の移りては其の
と東軍の中を其の用を以て其の
之の書は其の用を以て其の
通に其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の

其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の
其の用を以て其の


~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~

~~~~~ 新経 ~~~~~


外廓の地味は冊々ありて其の地味は
解體を志ししうりて其の地味は
又城の南平野に又河川ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
信濃川にありて其の地味は
信濃川にありて其の地味は
信濃川にありて其の地味は
信濃川にありて其の地味は

中城の河川にありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は
河川の内東に地味ありて其の地味は

張公體學... 生約... 亦有... 萬... 正... 以... 是... 明... 可...

... 周... 有... 之... 乃... 海... 之... 其... 其... 其...

明利子人七角是馬西村存七子人八角是
神七子人四角是神存七子人一角是
正者七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是

左馬五部存七角是神存七子人一角是
正者七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是
角是七子人一角是神存七子人一角是

此之云云の通りなるに據りて之を以て其の
所進敷の口限も進敷の率中の所割法軍爲
多しの當證始根難き句又一上用人の事式一
了了録中田島以て考へて此の所割法軍爲
之の所本之より考へて如き所割法軍爲
之の所本之より考へて如き所割法軍爲
之の所本之より考へて如き所割法軍爲
之の所本之より考へて如き所割法軍爲

御出陣の事は其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の
其の旨の如き事にて其の旨の如き事にて其の

予の志を遂げしむるに徳を以て其の軍中を以て徳也
は其の徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也

予の志を遂げしむるに徳を以て其の軍中を以て徳也
は其の徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也
徳を以て其の軍中を以て徳也

[Faint, illegible handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript.]

